

大分県報

令和八年
号外（三五）
三月三十一日

（火曜日）

目次

告示

- 大分県資源管理方針の一部改正……………一
- 知事管理漁獲可能量の設定……………一
- 大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………二
- 大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………二
- 大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………三

告示

大分県告示第百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第六の1(2)中「第二十六条第一項」及び「第三十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別紙一―四の第二(2)を次のように改める。

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日から三日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。

大分県告示第百六十八号

令和八年三月三十一日

大分県報号外（告示）

一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（小型魚） 漁業区分

一四・一トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 一四・一トン

第二 くろまぐろ（大型魚）
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（大型魚） 漁業区分

一八・六トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 一八・六トン

第三 するめいか
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県するめいか 漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準
第四 かつちいわし瀬戸内海系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県かつちいわし(瀬戸内海系群) 漁業区分	四四、〇〇〇トンの内数

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 四四、〇〇〇トンの内数
第五 ぶり

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県ぶり漁業区分	試行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 試行水準

大分県告示第百六十九号

大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条に次の一項を加える。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る他の工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第三条第二項中「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費」を「法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十

分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第二十五条に次の一項を加える。

9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

大分県告示第百七十号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二十五条の次に次の一条を加える。

(賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更)

第二十五条の二 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項の規定による申入れを行うことができるのは、次の要件を満たす場合に限る。

一 申入れ時点において、本契約の履行期間が二月以上残存していること。

二 当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の貸金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の千分の十を超える額であること。

3 第一項の規定による申入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、発注者は、協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から十四日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

大分県告示第七十一号

大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三十条の次に次の一条を加える。

（貸金の変動に基づく業務委託料の変更）

第三十条の二 履行期間中において、日本国内における貸金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項の規定による申入れを行うことができるのは、次の要件を満たす場合に限る。

一 申入れ時点において、本契約の履行期間が二月以上残存していること。

二 当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の貸金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の千分の十を超える額であること。

3 第一項の規定による申入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、発注者は、協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から十四日以内に書面によ

り異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。